

- [新冠町の概要](#)
- [建築工事届及び建築物除却届](#)
- [建築確認申請等の手続き](#)
- [確認申請が必要な建築物](#)
- [確認申請が必要な工作物](#)
- [用途を変更する場合の確認申請](#)
- [建築確認の申請先、申請の受付](#)
 - [1号～3号建築物の確認申請に添付する図書及び書類](#)
 - [4号建築物の確認申請に添付する図書及び書類](#)
 - [工作物の確認申請に添付する図書及び書類](#)
- [消防長等の同意・通知](#)
- [確認申請の記載変更について](#)
- [申請中の建築確認申請を取り下げる場合\(確認済証交付前\)](#)
- [建築確認を受けた計画を取りやめる場合\(確認済証交付後\)](#)
- [構造計算の必要な建築物](#)
- [景観法に基づく建築物等の行為に関する届出について](#)
- [農業振興地域農用地区域からの除外について](#)
- [農地転用の手続きについて](#)
- [長期優良住宅について](#)
- [建設リサイクル法について](#)

○ 建築工事届及び建築物除却届

床面積10㎡を超える建築工事及び除却工事には『届出』が必要です。
建築確認申請提出と同時に建築工事届も忘れず提出してください。

※ 建築確認申請が不要でも建築工事届は必要です。

建築確認申請が必要な場合・・・確認申請と一緒に申請する窓口提出してください。

※ 建築確認申請が不要な場合・・・新冠町役場建設水道課に提出してください。

この場合、添付書類が必要になりますので、下表を確認してください。

■ 建築工事届（工作物は対象外です）

対象建築物	10㎡を超える場合
主な目的	北海道で建築された建築物として登録します。
提出時期	工事着手前
工事着手時期	
建築確認申請が必要な場合 建築確認申請が不要な場合	確認済証交付後の工事着手になります。 提出後工事着手可能です。
書類の流れ	
建築確認申請が必要な場合 建築確認申請が不要な場合	建築主→申請窓口※1→北海道知事 建築主→新冠町建設水道課建設グループ建築係→北海道知事
審査手数料	なし
対象建築物	10㎡を超える建物 ※ 建築確認申請が不要でも建築工事届は必要です。
注意事項	※ 建設地が宅地であることを確認してください。 農地に住宅等の建設はできません。農振除外を行なって農用地区域外にした後、農地の転用の許可を受ける必要があります。 詳しくは、『農業振興地域農用地区域からの除外について』 『農地転用の手続きについて』で内容をご確認ください。
必要添付書類 建築確認申請が不要な場合	付近見取図・配置図・工事概要・床面積求積図・各階平面図・立面図（2面以上）になります。
その他	確認申請提出物件は同時に提出してください。

※1：新冠町役場建設水道課建築係又は北海道知事指定確認検査機関

建築工事届様式は北海道建設部建築指導課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/youshiki.htm>

■ 建築物除却届（工作物は対象外です）

対象建築物	10㎡を超える建物
主な目的	北海道で建築された建築物を抹消します
提出時期	工事着手前
書類の流れ	建築主→新冠町建設水道課建設グループ建築係→北海道知事
審査手数料	なし
その他	建設リサイクル法届出と併せて提出していただく様お願いしております

建築物除却届様式は北海道建設部建築指導課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/youshiki.htm>

○ 建築確認申請等の手続き

建築物や工作物を建築するとき、建築物の用途を変更するとき、建築場所や用途、規模によって、工事をはじめる前に建築確認申請が必要になります。

(工事着手前に建築主は建築基準関係規定に適合しているか建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければなりません。)

- 建築（新築，増築，改築，移転），大規模の修繕，大規模の模様替をする場合
- 計画の変更をする場合
- 用途変更をする場合
- 建築設備を設ける場合
- 工作物を築造する場合

■ 建物を建てる時

主な目的	建築物が建築基準法関係規定に適合しているか審査します。
提出時期	工事着手前 確認済証がおりるまで工事の着手はできません。
書類の流れ	建築主→申請窓口※1→日高振興局建築主事
審査手数料	あり
対象建築物	『確認申請が必要な建築物』で内容をご確認ください。
その他	確認申請を提出せずに工事着手された場合は、違法建築物となります。 完了時に完了検査を受け、検査済証を受理して完成となります。 物件により中間検査もあります。

※1：新冠町役場建設水道課建築係又は北海道知事指定確認検査機関

■ 工作物を建てる時

主な目的	工作物が建築基準法関係規定に適合しているか審査します。
提出時期	工事着手前 確認済証がおりるまで工事の着手はできません。
書類の流れ	建築主→申請窓口※1→日高振興局建築主事
審査手数料	あり
対象建築物	『確認申請が必要な工作物』で内容をご確認ください。
その他	確認申請を提出せずに工事着手された場合は、違法建築物となります。 完了時に完了検査を受け、検査済証を受理して完成となります。

※1：新冠町役場建設水道課建築係又は北海道知事指定確認検査機関

○ 確認申請が必要な建築物

法6条1項各号の区分	建築物の種類	規模	工事種別	確認を要する建築場所	消防所長等の同意
1号建築物	特殊建築物※3	左記の用途の床面積の合計が100㎡を超えるもの	建築※4 〔新築〕 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替	全地域	同意：すべて
2号建築物	木造建築物	・ 階数が3以上のもの ・ 延べ面積500㎡を超えるもの ・ 高さ13mを超えるもの ・ 軒の高さが9mを超えるもの このうちいずれか1つ以上該当するもの	同上		
3号建築物	木造以外の建築物	・ 階数が2以上のもの ・ 延べ面積200㎡を超えるもの このうちいずれか1つ以上該当するもの	同上		
4号建築物	上記1号～3号以外の全ての建築物		建築※4 〔新築〕 増築 改築 移転	中央町・北星町・本町・東町	通知：一戸建住宅 同意：※1,2

- 増築・改築・移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内のものは確認申請を要しません。
- 建築敷地が中央町、北星町、本町、東町以外で、1号～3号に該当しない場合は確認申請を要しませんが、工事着手する前に建築工事届、除却届（除却を伴う場合）と添付書類が必要になります。詳しくは、『建築工事届及び建築物除却届』で内容をご確認ください。
- 携帯電話の通信基地として設置される通信機器収納キュービクルの取扱い
携帯電話の通信基地として設置される通信機器収納キュービクルは、原則として、内部に人が入り機器の維持管理等のためのメンテナンス等を行うものは、建築物として扱い、外部からの機器の維持管理のためのメンテナンス等を行うものは、建築物として扱いません。
- 太陽光発電設備の取扱い
土地に自立して設置する太陽光発電設備のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間をを居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他屋内的用途に供しないものについては建築物に該当しません。
（駐車場の用に供している場合は屋内的用途に該当）
- コンテナ型データセンタ及びパワーコンディショナを収納する専用コンテナの取扱い
土地に自立して設置するコンテナ型データセンタのうち、サーバー機器本体その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる設備及び空調の風道その他データサーバとしての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時を除いて内部に人が立ち入らないものについては、法2条第1号に規定する貯水槽その他これらに類する施設として建築物に該当しません。
ただし、複数積み重ねる場合にあつては、貯水槽その他これらに類する施設ではなく、建築物に該当します。

※1 一戸建て住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるもの又は50㎡を超えるもの

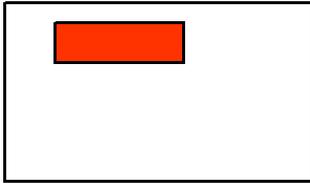
※2 一戸建て住宅以外の建築物

※3 特殊建築物

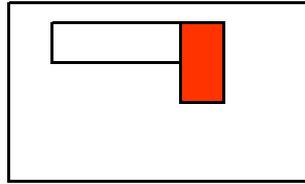
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等（児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補助具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く）、精神

障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設除く）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム又は母子保健施設）、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く）、倉庫、自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ

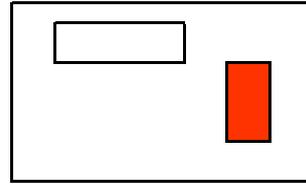
※4 建築の定義



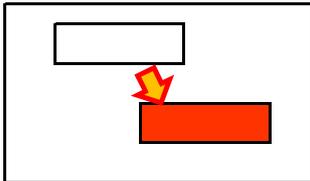
新築 さらに地に建築物を造る場合。



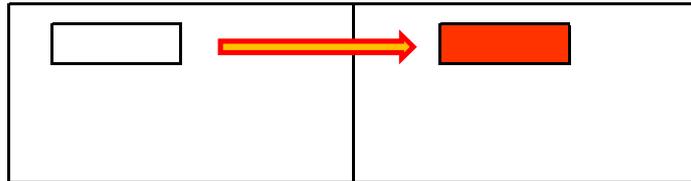
増築 既に建築物の建っている敷地に建築物を建築することによって床面積（延べ面積）を増加させる場合。



増築 建築物が用途上不可分の関係で同一敷地の場合は、棟としては新築であるが、敷地としては増築になる。



移転 同一敷地内で移転することをいう。



他の敷地へ移す場合は新築（移転先に既存建築物のある場合は増築）として扱われる。

○ 確認申請が必要な工作物

種 別	確認を要する建築場所
高さが6mを超える煙突（ストーブの煙突を除く） 高さが15mを超えるRC柱、鉄柱、木柱、その他類似のもの （旗ざお、架空電線路用、保安通信設備を除く） 高さが4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他類似のもの 高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔、その他類似のもの 高さが2mを超える擁壁	全地域

※ 4mを超える太陽光発電設備は、電気事業法において安全性が担保される条件のもと建築基準法の工作物の対象外となります。

○ 用途を変更する場合の確認申請

建築物の用途を変更して1号の特殊建築物に該当する場合には、用途変更の確認申請が必要になります。

■ 例

住宅 ↔ 共同住宅 工場 ↔ 集会場 工場 ↔ 倉庫 事務所 ↔ ホテル
事務所 ↔ 物品販売店舗

ただし、変更前の用途と類似した用途に変更する場合は確認申請を要しません。

■ 例

ホテル ↔ 旅館 病床のある診療所 ↔ 児童福祉施設等 下宿 ↔ 寄宿舍

○ 建築確認の申請先、申請の受付

建築確認申請の受付窓口は新冠町役場 2 階建設水道課建設グループ建築係ですが、審査は日高振興局になります。

また、北海道知事指定の指定確認検査機関においても建築確認及び検査を行うことができます。それぞれの指定確認検査機関において、実際に確認・検査の業務内容が異なるため、業務の内容を確認ください。

北海道知事指定確認検査機関は、北海道建設部建築指導課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kiiyun/shiteikikan.htm>

確認申請書様式は北海道建設部建築指導課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kiiun/youshiki.htm>

■ 1号～3号建築物の確認申請に添付する図書及び書類

委任状	申請行為の責任を明らかにするため、建築主以外の方が窓口へ申請される場合、確認申請で使用している同じ印鑑でなければなりません。
建築確認申請書・添付図書	3部（正・副・消防用）
建築計画概要書	1部
建築士免許証の写し	設計者、監理者が建築士の場合のみ。
構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明証	建築士が構造計算によって安全性を確かめた場合。証明書と構造計算書に割印が必要。
構造設計一級建築士の写し	建築士法20条の2の適用を受ける場合。建築主事等が提出を求める場合に限る。
基本的な設計図書 建築基準関係規定に適合することの確認に必要な図書 ①地盤面算定表 ②付近見取図 ③配置図 ④床面積求積図 ⑤内・外部仕上表 ⑥各階平面図 ⑦立面図（2面以上） ⑧断面図（2面以上） ⑨基礎伏図 ⑩各階床伏図 ⑪小屋伏図 ⑫構造詳細図 ⑬軸組図（2面以上） ⑭使用構造材料一覧表 ⑮排煙・換気計算書 ⑯宅地造成等規制法に基づく許可書	正本に添付する図書については、当該図書の設計者の記名及び押印が必要。
①構造計算チェックリスト ②使用建築材料一覧表 ③基礎・地盤説明書 ④略伏図 ⑤略軸組図 ⑥部材断面表 ⑦荷重・外力計算書	構造計算の種類に応じて必要となる構造計算書 証明書と構造計算書に割印が必要。
認定書の写し	原則不要。日高振興局産業振興部建設指導課へ問合せください。
工事工事届	
除却届	除却を伴う場合
浄化槽設置届出書	2部
申請手数料	北海道収入証紙ちょう付用紙に貼り、申請書に添付 ※1

※1 新冠町役場では北海道収入証紙の販売はしていません。新冠町農協窓口で取扱っております。金額は「北海道の確認申請手数料」でご確認ください。

（確認申請、完了検査申請手数料は平成26年4月1日以降改定になっております。）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kakunintesuuryoukaitei.htm>

（確認申請や完了検査申請などを北海道知事指定確認検査機関へ申請する場合の手料金は、各

機関にてそれぞれ定めておりますので、各機関へ直接お問い合わせください。）

※ 日高振興局審査段階で訂正指示等があった場合には、建設地の消防署へも連絡をお願いします。
また、消防署より図面等の訂正指示等があった場合には、日高振興局産業振興部建設指導課への連絡をお願いします。

■ 4号建築物の確認申請に添付する図書及び書類

委任状	申請行為の責任を明らかにするため、建築主以外の方が窓口へ申請される場合、確認申請で使用している同じ印鑑でなければなりません。
建築確認申請書・添付図書	3部（正・副・消防用）
建築計画概要書	1部
建築士免許証の写し	設計者、監理者が建築士の場合のみ。
①地盤面算定表 ②付近見取図 ③配置図 ④床面積求積図 ⑤内・外部仕上表 ⑥各階平面図 ⑦立面図（2面以上） ⑧断面図（矩形図） ⑨使用建築材料表（化学物質の発散に対する衛生上のチェックリスト） ⑩排煙・換気計算書	正本に添付する図書については、当該図書の設計者の記名及び押印が必要。
構造方法や建築材料等の認定書に係る認定証の写し	建築主事等が提出を求める場合に限る。
工事工事届	
除却届	除却を伴う場合。
浄化槽設置届出書	2部
申請手数料	北海道収入証紙ちょう付用紙に貼り、申請書に添付 ※1

※1 新冠町役場では北海道収入証紙の販売はしておりません。新冠町農協窓口で取扱っております。
金額は「北海道の確認申請手数料」でご確認ください。

（確認申請、完了検査申請手数料は平成26年4月1日以降改定になっております。）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kakunintesuuryoukaitei.htm>

（確認申請や完了検査申請などを北海道知事指定確認検査機関へ申請する場合の手数は、各機関にてそれぞれ定めておりますので、各機関へ直接お問い合わせください。）

※ 日高振興局審査段階で訂正指示等があった場合には、建設地の消防署へも連絡をお願いします。
また、消防署より図面等の訂正指示等があった場合には、日高振興局産業振興部建設指導課への連絡をお願いします。

■ 工作物の確認申請に添付する図書及び書類

委任状	申請行為の責任を明らかにするため、建築主以外の方が窓口へ申請される場合、確認申請で使用している同じ印鑑でなければなりません。
工作物確認申請書・添付図書	2部（正・副）
建築計画概要書	1部
建築士免許証の写し	設計者、監理者が建築士の場合のみ。
①付近見取図 ②配置図 ③平面図又は横断面図 （縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法） ④側面図又は縦断面図 （縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法） ⑤構造詳細図 ⑥構造計算書	正本に添付する図書については、当該図書の設計者の記名及び押印が必要。
工事工事届	
除却届	除却を伴う場合。
申請手数料	北海道収入証紙ちょう付用紙に貼り、申請書に添付 ※1

※1 新冠町役場では北海道収入証紙の販売はしていません。新冠町農協窓口で取扱っております。金額は「北海道の確認申請手数料」でご確認ください。

（確認申請、完了検査申請手数料は平成26年4月1日以降改定になっております。）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kakunintesuuryoukaitei.htm>

（確認申請や完了検査申請などを北海道知事指定確認検査機関へ申請する場合の手料金は、各機関にてそれぞれ定めておりますので、各機関へ直接お問い合わせください。）

○ 消防長等の同意・通知

日高支庁管内は建築物確認消防 同意・通知書の様式が異なり、『専用様式』のみでの受付となります。

確認申請と一緒に申請する窓口に提出してください。

建築物確認消防 同意・通知書の様式

■ 同意

『確認申請が必要な建築物』の表でご確認ください。

消防長の同意は、日高振興局での確認申請の審査が全て終了次第、行うこととなります。

消防長の同意が届いた後に確認済証の発行となります。

■ 通知

『確認申請が必要な建築物』の表でご確認ください。

○ 確認申請の記載変更について

確認や許可申請後、工事完了前までに、建築主の変更など申請書の記載事項に変更があった場合には記載事項変更届を提出してください。

■ 記載事項の変更例

- ・ 確認申請時に未定であった施工者が決定した
- ・ 許可申請書の建築主を変更した
- ・ 許可申請書の建築主を1名追加し、連名にしたなど

記載変更の様式は北海道建設部建築指導課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/youshiki.htm>

○ 申請中の建築確認申請を取り下げる場合（確認済証交付前）

取下届出書を2部提出してください。

取下届出書の様式は北海道建設部建築指導課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/youshiki.htm>

○ 建築確認を受けた計画を取りやめる場合（確認済証交付後）

取りやめ届出書2部に、確認済証及び建築確認申請書の副本を添えて提出してください。

※ 確認済証や建築確認申請書副本を紛失等により添付できない場合は、建築主の意思確認として同意書又は印鑑証明書のいずれか1通を添付してください。

取りやめ届出書の様式は北海道建設部建築指導課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/youshiki.htm>

○ 構造計算の必要な建築物

- 建築基準法第6条1項第2号又は第3号に掲げる建築物
- 上記に掲げるもののほか、高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物で、その主要構造部（床、屋根及び階段を除く）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造としたもの

※ コンクリートブロック造等で、上記各項目に該当しない構造計算の必要がない建築物でも壁量計算書が必要な場合がございます。

詳しくは北海道日高振興局産業振興部建設指導課建築住宅係へお問い合わせください。

<http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ksd/sub2.htm>

○ 景観法に基づく建築物等の行為に関する届出について

景観に影響を与えるおそれのある一定規模を建築物等の新築等の行為について、事前に届出をしていただくことにより、良好な景観の形成を図ります。

行為にあたっては、北海道景観計画に定める良好な景観形成を図るための事項に配慮していただくとともに、周辺の景観を著しく阻害するような場合には景観法に基づく知事の勧告や変更命令により、必要な変更をしていただくことがあります。

■ 届出が必要な行為（届出対象行為）

一定規模を超える建築物、工作物、開発行為について、新築、増築、改築、移転の行為を行なう場合、一定規模を超える建築物・工作物の外観修繕、色彩の変更で立面の1/2を超える場合、一定規模を超える開発行為を行なう場合は事前の届出が必要です。

詳しくは北海道建設部都市環境課ホームページでご確認ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/index.htm>

届出先・問い合わせ先につきましては、行為が行われる所在地を管轄する日高振興局産業振興部建設指導課へお問い合わせください。

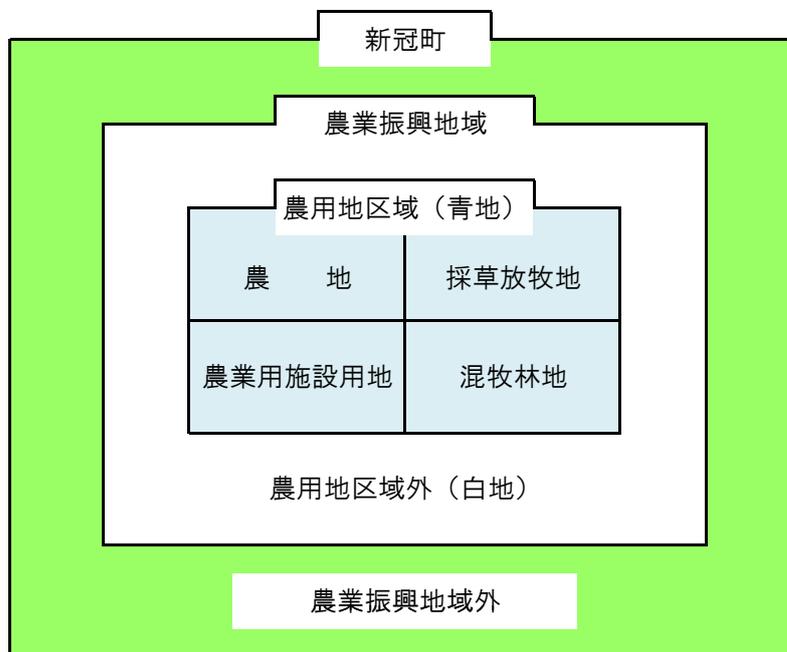
北海道日高振興局産業振興部建設指導課建築住宅係

<http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ksd/sub2.htm>

○ 農業振興地域農用地区域からの除外について

田んぼや畑などの農地は、多くの場合は法律により農業以外の用途に利用することが制限されています。農地に住宅や店舗等を建設したり、駐車場や資材置場として利用しようとする場合など、農地を農用地以外の用途に利用する場合には、その農地の存在している区域によって農振除外の手続きが必要になります。

農地を農用地以外の用途に利用したいとお考えの場合は、まず、新冠町役場産業課にその農地が農用地区域内なのか確認してください。



農地は、上図のような地域区分されています。

このうち「農業振興地域」は、10年以上にわたり総合的に農業振興を図るべき土地として、法律でその使用が制限されています。

農業振興地域のうち、特に農用地等として利用を確保すべき土地を「農用地区域（青地）」といい、それ以外の土地を「農用地区域外（白地）」といいます。

農用地区域内の土地では、原則としての農地を農用地以外の用途に利用することはできません。

■ 農振除外の申出

やむを得ず農業地区域内の農地を農用地以外の用途に利用したい場合は、農用地区域（青地）から農振除外を行って農用地区域外（白地）にした後で、農地の転用の許可を受ける必要があります。

農振除外に関するご相談、お問い合わせ先につきましては、新冠町役場産業課農政グループへお問い合わせください。

新冠町役場 産業課農政グループ TEL 0146-47-2183

○ 農地転用の手続きについて

農振除外を行なって農用地区域外にした後、農地の転用の許可を受ける必要があります。
農振除外許可がなければ転用許可は下りませんのでご注意ください。

農地の転用許可手続き等に関するお問い合わせ先につきましては、新冠町役場農業委員会へお問い合わせください。

新冠町役場 農業委員会

TEL 0146-47-2472

農振除外については、『農業振興地域農用地区域からの除外について』でご確認ください。

※ 地目変更手続きをお忘れなく

農地法の転用許可を受け、工事完了しているにも関わらず地目変更の登記手続きがなされていない場合がございます。土地登記簿上の地目が農地のままになり、いつまでも農地法の適用を受け続けて後日支障が出てくる場合がありますので忘れず地目変更手続きを行なってください。

○ 長期優良住宅について

長期優良住宅の建築・維持保全をしようとする方は、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）を作成し、所管行政庁へ認定を申請することができます。

なお、計画の認定を受けた住宅は、税の減免を受けることができます。

詳しくは北海道建設部建設指導課ホームページををご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/tyoukiyuuryoujyuutaku.htm>

○ 建設リサイクル法について

実施予定の建設工事等が次に掲げる規模以上であり、かつ、特定建設資材を使用する場合は対象建設工事となります。

■ 工事規模

工事の種類		規模の基準	
建築物	建築物の解体	床面積の合計	80㎡
	建築物の新築・増築	床面積の合計	500㎡
	建築物の修繕・模様替え（リフォーム）	請負代金の額	1億円
建築物以外	建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額	500万円

- ※ 対象工事の範囲 : 請負契約により行われる工事、契約ごととなります。
: 自主施工により行われる工事は、工事の規模によるもののほか、この工事を請負者に施工された場合の請負代金相当額となります。

■ 特定建設資材

次の建設資材（特定建設資材）が用いられる建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する建築物等の新築工事等（修繕工事など含む）であること。

特定建設資材	①	コンクリート
	②	コンクリート及び鉄から成る建設資材
	③	木材
	④	アスファルト・コンクリート

- ※ 上記資材の使用量・発生量の多少は関係ありません。（少量でも対象となります。）

■ 届出の提出先

対象建設工事等の発注者（自主施工者を含む）は、工事着工前に新冠町役場建設水道課建設グループへ提出してください。新冠町役場を経由し、日高振興局での受付となります。

したがって、工事着工7日前までに新冠町役場へ提出してください。

届出提出から7日間は工事着手できません。

詳しくは北海道建設部建築指導課ホームページでご確認ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/risaikurul.htm>

問い合わせ先につきましては、行為が行われる所在地を管轄する日高振興局産業振興部建設指導課へお問い合わせください。

北海道日高振興局産業振興部建設指導課建築住宅係

<http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ksd/sub2.htm>